

一宮町地球温暖化対策推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5年 6月 5日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第26号

一宮町地球温暖化対策推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

一宮町地球温暖化対策推進委員会設置要綱（平成30年一宮町告示第47号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。